

障がい福祉のてびき

＜＜令和6年6月現在＞＞



じょうりんちゃん

城陽市 福祉保健部 福祉課

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
＜電 話＞ 0774-56-4033（障がい福祉係直通）
＜FAX＞ 0774-56-3999（市役所代表）

目次

<u>1. 手帳の交付</u>	
（１）身体障害者手帳	P 1
（２）療育手帳	P 1
（３）精神障害者保健福祉手帳	P 1～ 2
<u>2. 医療の給付等</u>	
（１）自立支援医療の給付	P 3
（２）自立支援医療特別対策事業	P 3
（３）福祉（障がい）医療費支給制度	P 3～ 5
（４）重度心身障がい老人健康管理事業	P 5
<u>3. 補装具や日常生活用具の給付等</u>	
（１）補装具費の支給	P 6
（２）日常生活用具の給付	P 6
（３）車椅子の貸与	P 6
<u>4. 日常生活・社会活動の充実のために</u>	
（１）移動・交通	P 7～ 8
（２）情報・通信・コミュニケーション	P 8～ 9
（３）文化・教養・スポーツ	P 9
（４）ボランティア等の養成	P 9
<u>5. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引</u>	
（１）交通・通信	P10～11
（２）施設の利用	P11
<u>6. 税の控除・減免</u>	
（１）所得税の障害者控除、預貯金等の利子所得税、相続税、贈与税、消費税	P 12
（２）市民税の障害者控除	P 12
（３）事業税、ゴルフ場利用税	P 12
（４）自動車税、自動車取得税	P 12
<u>7. 年金、手当、扶養共済の制度</u>	
（１）年金	P 13
（２）特別障害者手当	P 13
（３）障害児福祉手当	P 13
（４）特別児童扶養手当	P 13
（５）児童扶養手当	P 14
（６）心身障害者扶養共済制度	P 14
<u>8. 就職を考えている方、障がい者の雇用促進のために</u>	P 15
<u>9. 府営住宅の優先入居、住宅改修費助成の制度</u>	
（１）府営住宅特定目的優先入居	P 16
（２）住宅改良助成事業	P 16

<u>10. 障害福祉サービス等</u>	
（１）障害福祉サービス	P 17～18
（２）地域生活支援事業	P 19～20
（３）障害児通所支援事業	P 21
<u>11. 障害福祉サービス等の利用者負担の緩和</u>	
（１）国の制度	P 22
（２）城陽市独自の制度	P 22
<u>12. 聴覚言語障がい者等への支援</u>	
（１）手話施策	P 23
（２）城陽市難聴児補聴器購入費等助成事業	P 23～24
（３）啓発冊子「みんなで話そう♪」	P 24
（４）城陽市聴覚障がい者防災マニュアル	P 24
<u>13. 相談したいときは</u>	
（１）相談窓口	P 25～26
（２）障がい者相談員	P 26～27
<u>14. 障がい者虐待</u>	
（１）城陽市障がい者虐待防止センター	P 28
（２）障がい者虐待の具体例	P 28
（３）留意事項	P 29
<u>15. その他</u>	
（１）城陽市障がい者自立支援協議会	P 30
（２）障害者差別解消法に基づく職員対応要領	P 30
（３）ヘルプマークの配布	P 30
（４）成年後見制度利用支援事業	P 31

1. 手帳の交付

手帳を持つことによって、この手引きにある様々な援助を受けたり、税の減免、公共交通機関の運賃割引等の制度を利用することができます。

なお、手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

また、手帳を紛失した場合は、まず警察に届けてください。

(1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある人に、「身体障害者手帳」を交付します。障がいの程度によって、1級から6級に区分されています。

補装具、更生医療の給付、施設への入所等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める各種福祉サービスの利用、税の減免、旅客鉄道運賃の割引等を受ける場合に必要です。

手帳交付申請書・診断書用紙は市の福祉課にあります。写真が必要です。
(写真のサイズは縦4センチ・横3センチ、1年以内に撮影されたもので上半身正面向きのもの1枚)

※身体障害者手帳交付申請用の診断書料の一部、または全部を補助します
(診断書2,000円限度)。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (電話 0774-56-4033)

(2) 療育手帳

知的障がいのある人に、「療育手帳」を交付します。障がいの程度によりA(最重度・重度)及びB(中度・軽度)に区分されています。

知的障がい児・者に対する各種サービスを受けやすくするための手帳です。

手帳交付申請書は市の福祉課にあります。写真が必要です。(写真のサイズは縦4センチ・横3センチ、1年以内に撮影されたもので上半身正面向きのもの1枚)

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (電話 0774-56-4033)

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に「精神障害者保健福祉手帳」を交付します。障がいの程度により1級から3級に区分されています。

精神障がい者に対する各種サービスを受けやすくするための手帳です。

精神障害者保健福祉手帳申請の場合、初診から半年の経過が必要です。

手帳交付申請書・診断書用紙は市の福祉課、および主な医療機関にあります。交付申請の際、医師の診断書、又は精神障がいを支給事由とする年金給付の年金証書か年金振込通知書（年金番号とコードがわかるもの）の写しと写真、および障がい等級等の照会についての同意書を添付してください。（写真のサイズは縦４センチ・横３センチ、１年以内に撮影されたもので上半身正面向きのもの１枚）

※精神障害者保健福祉手帳交付申請用の診断書料の一部、または、全部を補助します（2,000円限度）。

問い合わせ

 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

2. 医療の給付等

(1) 自立支援医療の給付

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

①更生医療

身体に障がいのある者（18歳以上）に対し、身体の機能障がい除去または軽減し、日常生活や職業生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受けた場合に給付します。（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工透析療法、腎臓移植など。）

②育成医療

身体に障がいのある者（18歳未満）に対し、身体の機能障がい除去または軽減し、日常生活に適応するように改善する医療を指定の医療機関で受けた場合に給付します。（そしゃく機能障がいの改善を図る治療、生体肝移植術及び移植後抗免疫療法、内反足に係る外科治療、未熟児網膜症に対する治療など。）

③精神通院医療

精神障がいの疾患で通院による医療・服薬を受けている場合、医療費の一部が公費負担されます。通院しておられる医療機関の窓口でご相談ください。（入院は対象外）

(2) 自立支援医療特別対策事業

呼吸器機能障がいや身体障害者手帳3級該当者及びぼうこう又は直腸機能障がいや身体障害者手帳3級該当者に対し、在宅酸素療法、ストマ周辺の感染防止等の治療、障がいに至った原因疾患（がん治療等）に係る医療費の一部を助成します。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(3) 福祉（障がい）医療費支給制度

重度心身障がい者（児）の健康の保持と福祉の増進を図るために、健康保険でかかった場合の自己負担金を城陽市が負担する制度です。一定の条件を満たす人には、申請により医療機関で利用できる『福祉医療費受給者証』

を交付します（ただし、所得制限があります）。

問い合わせ 国保医療課 医療係（電話 0774-56-4039）

①制度を受けられる人は

75 歳未満で健康保険に加入している、次のいずれかに該当している人（後期高齢者医療被保険者を除く）

- ・ 1 級または 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ I Q が 35 以下の人
- ・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ I Q が 50 以下の人

※令和 6 年 8 月 1 日（診療）以降は次のいずれかに該当している人も対象

- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人
（手帳更新に伴い 1 級→2 級に変更となる人を含む（更新後の手帳有効期限内（2 年）に限る））
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受け、かつ身体障害者手帳 3 級の交付を受けているまたは I Q が 50 以下の人

ただし、18 歳未満で次のいずれかに該当する人も対象となります。

- ・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ 療育手帳の交付を受けている人
- ・ 心身障害児福祉施設、特別支援学校または特別支援学級に通学・通園している人

※令和 6 年 8 月 1 日（診療）以降は次の人も対象

- ・ 18 歳未満の精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている人

②申請の手続きは

国保医療課で受け付けています。健康保険証と印鑑・身体障害者手帳等（転入された人は本人と扶養義務者の課税証明書、18 歳未満の人で心身障害児福祉施設などに通学・通園している人は在学証明書など）をもって申請にきてください。

③お医者さんにかかるときは

『健康保険証』と『福祉医療費受給者証』を医療機関の窓口に提出してください。

また、『福祉医療費受給者証』は京都府以外では使用できません。他府県の医療機関にかかった場合は、医療費の払戻しの申請をしてください。なお、入院時の室料差額など、保険のきかない費用や、日本スポーツ振興センターの実施する災害共済給付制度が適用される費用については、この制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

④住所・氏名・健康保険証等に変更があった場合

福祉医療費受給者証、健康保険証を持って、14 日以内に、その旨を届け出てください。

⑤有効期間が終わったとき、転出等で資格がなくなったとき

「福祉医療費受給者証」を使用することは出来ません。すみやかに返還してください。

⑥医療費の払い戻し

他府県で医療を受けた時やお医者さんの指示で、コルセットなどの装具をつけた時は、医療費の払い戻しを受けることができます。手続きの際、次のものがが必要です。

- ・福祉医療費受給者証・健康保険証
- ・領収書
- ・コルセットなどの装具の場合は、医師の意見書・装着証明書
- ・振込先口座のわかるもの

(4) 重度心身障がい老人健康管理事業

後期高齢者医療被保険者証をもっておられる重度心身障がい者の人が、医療機関などで診療を受けたときは、その診療を受けるのに必要な費用の一部を補助します。

問い合わせ 国保医療課 医療係（電話 0774-56-4039）

①対象者

- ・1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・IQが35以下の人
- ・3級の身体障害者手帳の交付を受け、かつIQが50以下の人

※令和6年8月1日(診療)以降は次のいずれかに該当している人も対象

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
(手帳更新に伴い1級→2級に変更となる人を含む(更新後の手帳有効期限内(2年)に限る))
- ・精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受け、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けているまたはIQが50以下の人

②申請に必要なもの

- ・障がいの程度が分かるもの(身体障害者手帳など)
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・転入の場合は本人と扶養義務者の課税証明書

3. 補装具や日常生活用具の給付等

(1) 補装具費の支給

身体障がい者及び難病患者等に対し、身体の失われた部分や思うように動かすことができない部分を補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の交付または修理を行います。（補聴器、車椅子、義肢、装具など。）

補装具費の支給に関する利用者負担額は原則 1 割です。国では 1 割の負担の額が高額とならないよう、1 カ月の負担上限額を設けています。城陽市では独自に利用者負担の緩和策として、利用者負担なしとしています。ただし、補装具の品目ごとに国が定める基準額を超える部分は利用者負担です。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(2) 日常生活用具の給付

在宅の身体障がい者及び難病患者等に対し、日常生活がより円滑に行えるよう必要な日常生活用具の給付を行います。（特殊寝台、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用屋内信号装置・通信装置、火災警報器など。）

城陽市では、補装具費の支給に準じて独自に利用者負担なしとしています。ただし、日常生活用具ごとに市で設けた上限額を超える部分は利用者負担です。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(3) 車椅子の貸与

身体の障がい、病気やけがなどのため自力歩行が困難で、通院、健康の回復上一時的に、車椅子が必要な人に無料で貸与します。貸与期間は 3 カ月以内です。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

4. 日常生活・社会活動の充実のために

(1) 移動・交通

①自動車運転免許取得教習費の助成

身体障がい者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の3分の2を助成します(限度額10万円)。障がい種別と障がい等級によって補助の制限がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (電話 0774-56-4033)

②自動車改造費の助成

重度肢体障がい者が、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成します(限度額10万円)。障がいの部位と障がい等級によって補助の制限がありますので、お問い合わせください。
なお、本人運転のための改造に限ります。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (電話 0774-56-4033)

③福祉タクシー利用券交付事業

外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成します。1ヶ月あたり1,000円の支給基準で申請月より交付します。障がいの種類と障がい状況の要件がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (電話 0774-56-4033)

<対象者>

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかの障害を有するもの

 - ア 視覚の障害程度が1級又は2級の者
 - イ 下肢又は体幹の障害程度が1級、2級又は3級の者
 - ウ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害程度が1級の者
 - エ 上肢、下肢又は体幹の障害が重複し、障害程度が1級又は2級の者

(2) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 城陽市心身障害児通園施設ふたば園に通園する者

④施設通所交通費の助成

公共交通機関を利用する障がい者（身体、知的、精神障がい者）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所や地域活動支援センターに通所するために要した交通費の一部を助成します。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

⑤駐車禁止等規制の適用除外

身体障がい者等の利用する自動車に対しては、一定の要件を満たしている場合、駐車禁止等除外指定車標章が交付され、公安委員会が行う駐車禁止等規制の対象車両から除外されます。障がいの種類と障がい状況によって対象者が制限されています。

問い合わせ 城陽警察署（電話 0774-53-0110）

（２）情報・通信・コミュニケーション

① 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者および音声、または言語機能障がい者の社会生活における意思の疎通を援助するため、城陽市に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

②点字広報・声の広報の発行

城陽市広報の点字版・ＣＤ版を製作・発行します。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

③福祉電話設置事業

重度身体障害者やひとり暮らし高齢者などに対し、電話による安否の確認や緊急連絡などの手段を確保するために設置します。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

<対象者>

- ・本市に住所を有する人
- ・現在、家庭に電話のない人
- ・所得税が課せられていない世帯に属する人
- ・緊急連絡などの手段として、福祉電話の必要があると認められる人

<費用負担>

電話架設費、加入料および基本使用料以外の費用の負担が必要です。

(3) 文化・教養・スポーツ

次の事業がありますので、利用希望の場合はお問い合わせください。

- ・在宅障がい者デイサービス事業
- ・障がい者教室
- ・城陽市心身障がい児者スポーツ大会
- ・全国車いす駅伝競走大会
- ・全京都障害者総合スポーツ大会
- ・京都とっておきの芸術祭
- ・障がい者スポーツ指導員の養成

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(4) ボランティア等の養成

受講等ご希望の場合はお問い合わせください。

- ・点訳奉仕員養成事業（点字入門講座）
- ・朗読奉仕員養成事業（朗読入門講座）
- ・手話奉仕員養成事業（手話教室 前期課程、後期課程）
- ・要約筆記奉仕員養成事業（要約筆記講座（手書き、パソコン））

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

5. 交通運賃、施設使用料等の減免、割引

(1) 交通・通信

下記のような減免・割引の制度があります。制度ごとに対象者の範囲やその他の条件が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

①鉄道旅客運賃の割引

- ・ 旅客鉄道株式会社（JR）の旅客運賃割引
- ・ WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）の旅客運賃割引
- ・ 京都市営地下鉄の運賃割引
- ・ その他私鉄の旅客運賃割引

②航空旅客運賃の割引

航空券発売窓口には身体障害者手帳、療育手帳（※1）または精神障害者保健福祉手帳（※2）を提示して、割引航空券が購入できます。

※1 航空割引の証明印がある場合のみ

※2 顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内である場合のみ

③タクシー運賃の割引

京都府内の全事業者のタクシーに乗車するとき、乗務員に身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、割引が受けられます（1割引）。

※一部タクシー会社では、「精神障害者保健福祉手帳」を提示すると1割の割引が受けられる場合もありますので、各タクシー会社へお問い合わせください。

④路線バス運賃の割引

a) 民営路線バスの運賃割引

京都府バス協会加盟各社の路線バスに乗車するとき、身体障害者手帳、または療育手帳を提示すると、半額の割引が受けられます。「バス介護付」のスタンプ表示がある手帳の場合、介護者も含めて割引が受けられます。

※バス会社によっては、「精神障害者保健福祉手帳」を提示すると半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。

b) 京都市バスの運賃割引

身体障害者手帳、または療育手帳を提示すると、割引が受けられます。

⑤有料道路通行料金の割引

有料道路を利用する障がい者に対して有料道路料金が割引されます。
※対象障がい者の範囲、対象自動車の範囲、割引有効期間など詳細はお問い合わせください。

問い合わせ NEXCO 東日本 有料道路 ETC 割引登録係
(電話 045-477-1233) (平日 9:00~17:00 まで)

⑥フェリー運賃の割引

船会社により割引内容が異なりますので、各船会社にお問い合わせください。

⑦福祉用電話機器のレンタル料の割引

⑧104の無料扱い

⑨NHK放送受信料の減免

全額免除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	・視覚障がい、または聴覚障がいによる身体障害者手帳をお持ちの人が世帯主の場合 ・身体障害者手帳（１・２級）、療育手帳（Ａ）、精神障害者保健福祉手帳（１級）のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯主の場合

⑩青い鳥はがきの無料配布

身体障害者手帳（１・２級）または療育手帳Ａをお持ちの人に、１人２枚のはがきが無料配布されます。４月１日から５月３１日の期間に、近くの郵便局にお申し込みください。

（２）施設の利用

府立施設・国立施設・京都市施設・その他の公共施設の入園料や観覧料などが減免されます。減免される施設や減免対象者等については、各施設にお問い合わせください。

6. 税の控除・減免

- (1) 所得税の障害者控除、預貯金等の利子所得税、相続税、贈与税、消費税

問い合わせ 宇治税務署（電話 0774-44-4141）

- (2) 市民税の障害者控除

問い合わせ 城陽市 税務課 市民税係（電話 0774-56-4021）

- (3) 事業税、ゴルフ場利用税

問い合わせ 山城広域振興局税務室（電話 0774-23-5400）

- (4) 自動車税

専ら障がい者のために使用される自家用自動車（軽自動車を含め、障がい者1人につき1台）に係る税金が免除されます。障がいの区分・障がいの級別・自動車の所有者と運転者・自動車の使用状況などに制限がありますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 自動車税管理事務所（電話 075-672-6155）
山城広域振興局税務室（電話 0774-23-5400）
軽自動車は市役所税務課納付係（電話 0774-56-4024）

7. 年金、手当、扶養共済の制度

(1) 年金

国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（１級・２級）による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。また、厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の１級または２級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。詳細はお尋ねください。

問い合わせ 京都南年金事務所（電話 075-644-1165）

(2) 特別障害者手当

知的、または身体の重度の障がいが２つ以上重複する等により、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます。なお、所得制限などがありますので詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(3) 障害児福祉手当

知的、または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障がい児に支給されます。なお、所得制限などがありますので詳細はお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

(4) 特別児童扶養手当

精神もしくは身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭で育てている親、あるいは親に代わってその児童を育てている人に支給されます。ただし、一定以上の所得がある場合は支給されません。窓口は子育て支援課です。

問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係（電話 0774-56-4036）

(5) 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童または父もしくは母が国民年金のほぼ 1 級障がい程度の重度障がいの状態にある家庭の児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。ただし、一定以上の所得があると支給されません。窓口は子育て支援課です。

問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係（電話 0774-56-4036）

(6) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい児・者の保護者を加入者とし、一定の掛け金を納めていただき、加入者が死亡、または重度障がいになった場合、心身障がい児・者に終身給付金を支給することにより、心身障がい児・者の将来の生活の安定と福祉の向上を図ろうとする制度です。掛け金の減免や掛け金の補助制度がありますので詳細はお問い合わせください。

問い合わせ ①京都府健康福祉部 障害者支援課（電話 075-414-4599）
②福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

8. 就職を考えている方、障がい者の雇用促進のために

障がい者で事業をされる方や就職される方、または障がい者を雇用される事業主の方に対して、以下の制度があります。詳しいことは近くのハローワークにお問い合わせください。

問い合わせ ハローワーク宇治（電話 0774-20-8609）

- ・ 公共職業訓練
- ・ 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練
- ・ 職場適応訓練
- ・ 特定求職者雇用開発助成金
- ・ 障害者トライアル雇用助成金
- ・ ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援事業
- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

9. 府営住宅の優先入居、住宅改修費助成の制度

(1) 府営住宅特定目的優先入居

府営住宅では、特に住宅にお困りになっている障がい者世帯などを対象に優先入居制度が実施されています。

①対象

1級～4級の身体障がい者、中・重度の知的障がい者、1級～3級の精神障がい者及び戦傷病者手帳（恩給法にいう第1款症以上）を有する者が属する世帯

②募集

南部地域（京都・乙訓地域 山城地域 南丹地域）で年3回（2月・6月・10月）、実施されています。

問い合わせ

京都府住宅供給公社（電話 075-431-4157）

京都府 障害者支援課（電話 075-414-4603）

(2) 住宅改良助成事業

障がい者の居住する住宅を改良することにより、介護者の負担を軽減し、障がい者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるよう、住みやすい住宅づくりを支援します。

①対象者

本市に居住する65歳未満の人で、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、一定の介助を要する人。ただし、介護保険法に規定するサービスを適用することができる人は対象になりません。

②対象工事

- ・廊下等の手すりの設置工事
- ・住宅への進入経路及び住宅内の段差の解消工事
- ・便器の取替え等工事
- ・浴槽の取替え等工事
- ・その他市長が特に必要と認める工事

③助成金額

限度額は30万円（世帯員の前年の合計所得金額が1,000万円以下が対象）

問い合わせ

福祉課 障がい福祉係（電話 0774-56-4033）

10. 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス

サービス名称	サービス内容	負担緩和
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	あり (※)
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	あり (※)
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	あり (※)
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	あり (※)
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	あり (※)
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	あり (※)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	なし
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	あり (※)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	なし
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	あり (※)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	あり (※)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	あり (※)

就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	あり (※)
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	あり (※)
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	なし

※ 在宅生活における障害福祉サービス利用者が対象です。(詳細は「11. 障害福祉サービス等の利用者負担の緩和」をご参照ください。)

(2) 地域生活支援事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。例：市民講座、手話施策推進会議、手話啓発、出前講座
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。例：精神・知的障がいを対象としたセミナーの開催
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具等給付事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。例：ベッド、杖、ネブライザー、人工咽頭、ストマ装具
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
福祉ホームの運営事業	住居を求めている障がい者について、居室その他の設備にかかる利用料を軽減するとともに、日常生活に必要な便宜を提供することにより、障がい者の地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴車が自宅等を訪問して入浴支援を行います。
生活訓練等事業	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練や学習等を行います。例：耳のことなんでも相談、視覚障がい者パソコン教室、中途失明者点字教室
日中一時支援事業	宿泊を伴わないで短時間、障がい者等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練等の支援を行います。

点字・声の広報等発行事業	視覚に障がいのある人に対し、「広報じょうよう」を点字化及び音声化して配付します。
奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合に費用の助成を行います。また重度肢体障がい者が自動車を運転するにあたりその自動車に必要な改造費用の助成を行います。例：ハンドルグリップ、左足アクセル
その他社会参加支援事業	その他地域における社会参加支援事業を行います。例：精神障がい者グループワーク事業
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のための支援体制を強化します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練の事業を利用した場合に社会復帰を促進するための更生訓練費を支給します。
その他就業・就労支援事業	その他地域における就業・就労支援事業を行います。例：障がい者支援施設製品開発・受注促進事業

地域生活支援事業の中には次の教室等がありますので、利用希望の方はお問い合わせください。

・精神障がい者グループワーク事業 ・中途失明者点字教室 ・視覚障がい者編物教室 ・視覚障がい者パソコン教室 ・視覚障がい者コミュニケーション支援事業 ・ろうあ者社会参加支援事業 ・耳のこと何でも相談 ・編物教室（身体障害者手帳をお持ちの方） ・コーラス教室（身体障害者手帳をお持ちの方） ・カラオケ教室（身体障害者手帳をお持ちの方） ・社交ダンス教室（身体障害者手帳をお持ちの方） ・卓球バレー教室（身体障害者手帳をお持ちの方）

※ 城陽市独自の施策として、地域生活支援事業は原則利用者負担なしとしています。

(3) 障害児通所支援事業

事業名	事業内容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 また、上肢、下肢もしくは体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

※ 障害児通所支援事業は城陽市独自の利用者負担緩和策があります。詳細は「11. 障害福祉サービス等の利用者負担の緩和」をご参照ください。

1 1. 障害福祉サービス等の利用者負担の緩和

(1) 国の制度

障害福祉サービスを利用したときにかかる利用者負担額は、原則 1 割です。国では 1 割負担の額が高額とならないよう、1 カ月の負担上限額を設けています。

- | |
|---|
| 1) 生活保護世帯は 0 円 |
| 2) 市民税非課税は 0 円 |
| 3) 市民税所得割額 16 万円未満の所得階層は 9,300 円
※障がい児については市民税所得割額 28 万円未満の所得階層は 4,600 円 |
| 4) 市民税所得割額 16 万円以上の所得階層は 37,200 円
※障がい児については市民税所得割額 28 万円以上の所得階層は 37,200 円 |

(2) 城陽市独自の制度

城陽市は独自に利用者負担を緩和（助成）しています。

この緩和策により、在宅生活における障害福祉サービスの利用者の負担額を軽減しています。

- | |
|---|
| 1) 1 カ月の負担上限額を 30%軽減します |
| 2) 負担上限額に達しない利用者には、1 カ月の負担額を 30%軽減します |
| 3) 同行援護の利用については、利用者負担なしとします |
| 4) 補装具の利用については、利用者負担なしとします（ただし、補装具の品目ごとに国が定める基準額を超える部分は利用者負担です） |

区分			国上限額（円）	軽減後の負担額（円）
生活保護			0	0
市町村民税非課税			0	0
市 町 村 民 税 課 税	障 が い 者	市町村民税所得割 16 万円未満	9,300	6,510
		市町村民税所得割 16 万円以上	37,200	26,040
	障 が い 児	市町村民税所得割 28 万円未満	4,600	3,220
		入所施設利用の場合	9,300	6,510
		市町村民税所得割 28 万円以上	37,200	26,040

この他、城陽市独自の施策として、市が実施主体となり実施している自立支援医療（更生医療・育成医療）も緩和を行っています。

さらに、地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具の給付等）は原則、利用者負担なしとしています。

12. 聴覚言語障がい者等への支援

(1) 手話施策

平成27年4月1日に京都府内では初となる「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」を施行しました。条例は、「手話が言語である」という認識に基づき、手話への理解の促進や手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築し、全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業、ろうあ者社会参加事業等の従来から実施している事業に加え、下記の事業を実施しています。

①城陽市手話施策推進会議

手話に関する施策について評価を行ったり、条例や施策の推進方針の内容についての調査や検討を行う場です。15人以内の委員により構成されています。

②手話奉仕員ステップアップ講座

手話通訳者を目指す方が、市事業である手話奉仕員養成講座を修了した後に、京都府が実施する手話通訳者養成講座を受講される際の一助として、手話のさらなる基礎力アップを目的とした講座です。

③市内保育園・幼稚園における手話教室

幼い頃より、楽しみながら手話や身振りにふれ、地域の聴覚障がい者との交流を通じ、聴覚障がいへの理解を深めることを目的とした教室です。

④市内企業等における手話研修

企業等の従業員に対して、聴覚障がいに対する理解を深め、簡単な手話を学習する研修です。

⑤市職員手話研修

市職員が、聴覚障がいに対する理解を深め、簡単な手話を学習する研修です。

(2) 城陽市難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳交付対象とならないため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具支給対象外となる軽・中等度難聴児に対する補聴器購入や修理に関する費用を助成します。

①対象児童

事業対象となる軽度・中等度の難聴児は、次の(1)から(4)まで（購入費用の助成の場合は、(1)から(3)まで）のいずれにも該当する満18歳に達した日の属する年度の末日までの児童。

- (1) 保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が城陽市内に住所を有し居住している者、又は保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の居住地特例の対象となる城陽市外の施設に入所し、その前居住地が城陽市内である者。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、障害者総合支援法で定める補装具費の支給の対象とならないもの、又は身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師（聴覚障がいに係る指定を受けた者に限る。）若しくは障害者総合支援法第54条第2項に規定する知事が指定する医療機関において耳鼻科を主として担当する医師（以下「医師」という。）が装用の必要を認めた者で、両耳の聴力レベルが30デシベル未満のもの
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した者
- (4) 所得制限（児童の同一世帯に、申請を行う月の属する年度（4月から6月までにあつては、前年度）における市町村民税所得割額が46万円以上の者がいることをいう。）に当たらない者

②助成割合

	市町村民税所得割 46 万円未満	市町村民税所得割 46 万円以上
購入	2/3	1/2
修理	2/3	助成対象外（全額自己負担）

※助成金の支給の対象となる補聴器の名称、購入又は修理に要する費用の額の算定等は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）によります。また、助成額に1円未満の端数が生じたとき、その端数を切り捨てた額となります。

（3）啓発冊子「みんなで話そう♪」

聞こえない人、聞こえにくい人が日常生活で困ることや聞こえる人にできること、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーションの方法や耳のしくみなどをまとめています。

（4）城陽市聴覚障がい者防災マニュアル

城陽市では、聴覚障がい者が災害時に困ることや支援方法をまとめたマニュアルを作成しました。

13. 相談したいときは

(1) 相談窓口

相談先	電話・FAX	相談内容
城陽市福祉事務所 福祉課	電話 0774(56)4033	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等の福祉相談の窓口です。
障害者生活支援センター はーもにい	電話 0774(55)5981 FAX 0774(55)5982	障がい者の生活に関する相談・社会生活の支援・制度利用の援助・専門機関の紹介をします。
障害児(者)地域療育支援センター ういる	電話 0774(54)3109 FAX 0774(55)5982	障がい児者の地域生活を支えるため、療育指導・相談を行います。
障害者就業・生活支援センター はぴねす	電話 0774(23)0280 FAX 0774(23)0281	さまざまな関係機関と連携しながら、働くことに関する相談・援助、および日常生活や社会生活上の支援を行います。
京都府 家庭支援総合センター	電話 075(531)9608	身体障がい者の医学的・心理学的・職能的判定や補装具の処方、並びに適合検査を行うとともに、医療相談をはじめ、幅広い相談を行います。18歳以上の知的障がい者に関するいろいろな問題について相談を行います。
京都府 精神保健福祉総合センター こころの相談	電話 075(645)5155	府民の精神的健康の保持増進を図ること、および回復途上にある精神障がい者の社会復帰の促進を図るため、知識の普及・調査研究・相談指導の業務などを行います。
京都府立 こども発達支援センター	電話 0774(64)6141 FAX 0774(64)6151	重症心身障がい児(者)に対して、通園の方法で日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導を行います。また、療育指導・相談等も行います。
京都府 宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)	電話 0774(44)3340 FAX 0774(44)3371	心身に障がいのある児童の福祉向上を図るための相談窓口です。家庭等からの相談に応じ、医学的・心理学的・教育的・社会的判定やそれに基づいた指導、および施設入所等の措置を行います。

京都府 山城北保健所	電話 0774(21)2191 FAX 0774(24)6215	市民の健康を守るため、健康相談や 検診、指導を行います。障がい児や 特定疾患の方の医療費公費負担制 度の担当機関です。
京都障害者職業相 談室	電話 075(341)2626 FAX 075(341)2612	障がい者の方の職業問題について の相談を行います。
ハローワーク宇治	電話 0774(20)8609 FAX 0774(24)7796	障がい者の方の職業問題について の相談を行います。
城陽市社会福祉協 議会	電話 0774(56)0909 FAX 0774(56)2800	民間の社会福祉に関係のある団体 や関心のある方が集まって作られ た法人で、福祉について協議し、自 ら活動する機関です。ボランティア についての仕事もしています。
京都身体障害者結 婚相談所	電話/FAX 075(682)1593	結婚相談
障がい者相談員	電話 0774(56)4033 FAX 0774(56)3999	心身障がい者の身近なところにあ って、いつでも気軽に、どのような 問題でも相談に応じます。

(2) 障がい者相談員

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、城陽市では「障がい者相談員」を設置しています。

心身障がい者の身近なところで、いつでも気軽に相談に応じます。相談日、場所につきましては広報じょうようをご覧ください。

① 身体障がい者相談員（令和6年4月1日現在） (50音順)

相談員名	住所	電話（FAX）	障がい別
亀井 和代	城陽市久世芝ヶ原 207 番 地の 1	55 - 1126	内部障が い
小丸 智篤	城陽市水主北ノ口 14 番地 府営住宅水主団地 6 棟 402 号	53 - 8148 (FAX 専用)	聴覚障が い
寺本 和弘	城陽市久世里ノ西 141 番 地の 17	55 - 3884	内部障が い
中西 利信	城陽市寺田東ノ口 16 番 地、17 番地(城陽市役所)	56 - 4033 (城陽市役所)	肢体障が い

中村 学	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地(城陽市役所)	56 - 4033 (城陽市役所)	聴覚障がい
三木 操	城陽市枇杷庄出羽 9 番地の 20	53 - 4484	視覚障がい

② 知的障がい者相談員（令和 6 年 4 月 1 日現在）（50 音順）

相談員名	住所	電話（FAX）
奥田 悦子	城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地(城陽市役所)	56 - 4033 (城陽市役所)
浜口 慈子	城陽市寺田大畔 40 番地の 59	53 - 7292
森下 律子	城陽市寺田宮ノ平 3 番地の 22	52 - 9104

14. 障がい者虐待

(1) 城陽市障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、城陽市では城陽市障がい者虐待防止センターを設置しています。城陽市障がい者虐待防止センターでは、365日24時間通報を受付けています。

- ・ 市役所開庁時の連絡先：0774-56-4033
 - ・ 市役所閉庁時の連絡先：0774-52-1111
- （こちらは市役所開庁時でも可です）

(2) 障がい者虐待の具体例

虐待区分	内容	具体例
①身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じたり、生じる恐れのある暴行を加えること、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。	たたく、つねる、なぐる、熱湯を飲ませる、異物を食べさせる、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。
②性的虐待	障がい者に対してわいせつな行為をすること、または障がい者にわいせつな行為をさせること。	裸の写真やビデオを撮る、理由もなく不必要に身体に触る、わいせつな図画を配布する、性的暴力をふるう、性的行為を強要するなど。
③心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、拒絶的な反応を示す、他の障がい者と差別的な扱いをする、意図的に恥をかかせるなど。
④放置等による虐待	障がい者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか①～③の虐待行為の放置等、これに準じる行為を行うこと。	住み込みで食事を提供することになっているにもかかわらず食事を与えない、仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。
⑤経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他、障がい者から不当に財産上の利益を得ること。	障がい者であることを理由に賃金等を支払わない、賃金額が最低賃金に満たない、強制的に通帳を管理する、本人の了承を得ずに現金を引き出すなど。

(3) 留意事項

- ・ 虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません。
- ・ 虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）、虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。
- ・ 虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障がいの特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。
- ・ また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感から諦めてしまっていることもあります。
- ・ 虐待を受けたら届出を、発見したら通報を。
- ・ 障害者虐待防止法では、虐待の発見者は、市町村または都道府県に通報する義務があり、また虐待を受けた障がい者は届出をすることができます。通報などの秘密は守られます。

15. その他

(1) 城陽市障がい者自立支援協議会

城陽市障がい者自立支援協議会の活動をはじめ、障がい福祉に係る取り組みや事業所の紹介などをホームページで掲載しています。みなさん、ぜひご覧ください。

(2) 障害者差別解消法に基づく職員対応要領

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」第10条第1項の規定に基づき、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する城陽市職員対応要領」を策定し、平成28年12月1日より施行しました。これに伴い、同法第10条第3項の規定に基づき、策定した要領をホームページで公表しています。

(3) ヘルプマークの配布

①ヘルプマークとは

援助や配慮を必要としているが、外見からはわからない人がいます。そうした人が、このヘルプマークをカバンなどにぶら下げ、周囲に配慮を必要としていることを知らせます。ヘルプマークを身につけている人を見かけたら、みなさんのご配慮をお願いします。

②対象

義足や人工関節を使用している人・内部障がいや難病の人・妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人

③配布場所

城陽市福祉課、京都府山城北保健所

④問い合わせ先

- | |
|---|
| ・ 受け取りに関すること : 0774-56-4033 (城陽市 福祉課 障がい福祉係)
0774-21-2193 (京都府 山城北保健所) |
| ・ 事業全般に関すること : 075-414-4598 (京都府 障害者支援課) |

(4) 成年後見制度利用支援事業

安心して住み慣れたまちで生活が送れるよう、市では成年後見制度の利用に関して、手続きなどの相談や、申立てに係る経費および成年後見人等の報酬の助成を行います。

①成年後見制度とは

知的障がい、精神障がいなどの理由で金銭管理が難しく日常生活に困難さや不便さを感じる場合があります。年をとったり、障がいがあることにより物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるようご本人を法律的に保護する制度です。

②助成対象について

助成対象は次の通りです。要件については、お問い合わせください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 申し立てにかかる費用・ 成年後見人などへの報酬 |
|--|

③問い合わせ先

◎成年後見の申立について

家庭支援裁判所 電話：075-722-7211

◎報酬等の助成について

福祉課 障がい福祉係 電話：0774-56-4033